

# 青森県報

号外第七号

平成二十一年  
三月十一日  
(水曜日)

## 目次

内水面漁場管理委員会

第五種共同漁業に係る増殖計画量の基準……………

コイの持出禁止及び放流の制限等の一部改正に関する委員

会指示……………

さくらます秋放流幼魚保護に係る採捕禁止の指示……………

右 同……………

海  
区  
漁  
業  
調  
整  
委  
員  
会  
事  
務  
局

…

( 同 ) ( 同 ) ( 同 )

( 同 ) ( 同 ) ( 同 )

( 同 ) ( 同 ) ( 同 )

## 内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第二号

第五種共同漁業に係る平成二十一年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成二十一年三月十一日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

免許番号	河川 湖沼	魚種	増殖計画量の基準
内共第一号	笹内川	あゆ やまめ いわな	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(三〇キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上

内共第二号	吾妻川	あゆ やまめ いわな	種苗放流 二千尾(二キログラム)以上 種苗放流 二千尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上
内共第三号	追良瀬川	あゆ やまめ いわな うぐい	種苗放流 五万尾(三〇〇キログラム)以上 種苗放流 五万尾(五〇〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上
内共第四号	大童子川	あゆ やまめ いわな	種苗放流 二千尾(二キログラム)以上 種苗放流 三千尾(六キログラム)以上 種苗放流 二千尾(四キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上
内共第五号	赤石川	あゆ やまめ いわな うぐい かじか	種苗放流 二万五千尾(一五〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上
内共第六号	中村川	あゆ やまめ いわな うぐい	種苗放流 一万五千尾(九〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 産卵床造成二箇所以上
内共第七号	平滝沼	こい ふな	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上
内共第八号	廻堰大溜池	こい ふな	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 七千尾(一四キログラム)以上
内共第十号	前潟	こい	種苗放流 〇尾(〇キログラム)

内共第十五号	平川	あゆ やまめ	種苗放流 一万一千五百尾(七〇キログラム) 以上 種苗放流 三千五百尾(三五キログラム) 以上
内共第十四号	岩木川	あゆ やまめ こい ふな いわな うぐい かじか かわやつ	種苗放流 二万五千尾(五〇キログラム) 以上 種苗放流 四万尾(八〇キログラム) 以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一万尾(二〇キログラム) 以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム) 以上 産卵床造成十箇所以上 産卵床造成五箇所以上 産卵床造成一〇箇所以上
内共第十三号	山田川 田光沼	こい ふな	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 五千尾(一〇キログラム) 以上
内共第十二号	十三湖	こい ふな うぐい わかさぎ	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一万尾(二〇キログラム) 以上 産卵床造成二箇所以上 ふ化放流 二百五十万粒以上
	沼・八 明 神沼	ふな わかさぎ	種苗放流 二万五千尾(五〇キログラム) 以上 ふ化放流 五百五十万粒以上

内共第二十 四号	合子沢 川	やまめ いわな	種苗放流 一万尾(二〇キログラム) 以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム) 以上
内共第二十 三号	蟹田川	あゆ やまめ こい いわな	種苗放流 一万尾(六〇キログラム) 以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム) 以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一万尾(二〇キログラム) 以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成一箇所以上
内共第二十 二号	今別川	あゆ やまめ いわな	種苗放流 六千尾(三六キログラム) 以上 種苗放流 五千尾(二二キログラム) 以上 種苗放流 五千尾(二二キログラム) 以上
内共第二十 一号	増川川	あゆ やまめ いわな	種苗放流 一千尾(六キログラム) 以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム) 以上 種苗放流 一千尾(五キログラム) 以上
内共第十九 号	二ノ沢 溜池	こい ふな	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 五千尾(一五キログラム) 以上
内共第十八 号	藤枝溜 池	こい ふな	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一千尾(五キログラム) 以上
内共第十七 号	旧十川	こい	種苗放流 〇尾(〇キログラム)
内共第十六 号	浅瀬石 川	あゆ やまめ こい ふな いわな うぐい にじます かじか	種苗放流 五千尾(三〇キログラム) 以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム) 以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 五千尾(一〇キログラム) 以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム) 以上 産卵床造成二箇所以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム) 以上 産卵床造成一箇所以上

内共第三十 号	内共第二十 六号	内共第二十 八号	内共第二十 九号	内共第三十 号	内共第三十 一号	内共第三十 二号	内共第三十
田代沼	野内川	清水川	野辺地 川	田名部 川	川内川	目滝川	易国間
いわな にじます	あゆ やまめ いわな うぐい	あゆ やまめ	あゆ やまめ こい いわな うぐい うなぎ	やまめ こい うぐい わかさぎ	あゆ	あゆ やまめ いわな うぐい	あゆ やまめ いわな
産卵床造成七箇所以上 種苗放流 一万五千尾(一五キログラム)以上	種苗放流 四千尾(二四キログラム)以上 種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 三万尾(八〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上	産卵床造成一箇所以上 種苗放流 四千尾(八キログラム)以上	種苗放流 二万尾(二二〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一万尾(四〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 二万尾(四〇キログラム)以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 産卵床造成四箇所以上 ふ化放流 三千万粒以上	種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 産卵床造成五箇所以上 種苗放流 七万尾(二二〇キログラム)以上 産卵床造成六箇所以上 産卵床造成五箇所以上	種苗放流 三千尾(一八キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成五箇所以上	種苗放流 七千尾(四二キログラム)以上

三号	内共第三十 四号	内共第三十 五号	内共第三十 六号	内共第三十 七号	内共第三十 八号	内共第三十 九号	内共第四十 号
川	大畑川	野牛川	大沼	左京沼	小老部 川	老部川	老部川
やまめ いわな	あゆ やまめ いわな うぐい	こい うなぎ	こい うなぎ わかさぎ えび	こい うなぎ わかさぎ えび	あゆ やまめ いわな うぐい	あゆ やまめ いわな うぐい	やまめ いわな
種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成五箇所以上	種苗放流 二万尾(二二〇キログラム)以上 種苗放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 五百尾(一〇キログラム)以上	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 千五百尾(三〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上 増殖床造成二十箇所以上	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 千五百尾(三〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 増殖床造成十箇所以上	産卵床造成二十箇所以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上 産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二十箇所以上 種苗放流 六万尾(二二〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上 産卵床造成二箇所以上	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上

内共第四十 八号	馬淵川	あゆ やまめ こい いわな	種苗放流 十二万尾(六六〇キログラム)以上 種苗放流 三万尾(一八〇キログラム)以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一万五千尾(六〇キログラム)以上
内共第四十 七号	鳶沼	ひめます うなぎ にじます うぐい	種苗放流 六千尾(三〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(五〇キログラム)以上 種苗放流 五百尾(一〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上
内共第四十 六号	奥入瀬川	あゆ やまめ こい いわな	種苗放流 七万尾(四二〇キログラム)以上 種苗放流 二十五万尾(一〇〇〇キログラム)以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一万尾(五〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上
内共第四十 五号	七戸川	やまめ こい いわな	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 増殖床造成三箇所以上
内共第四十 四号	小川原湖	えび うなぎ わかさぎ うぐい ふな こい	産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 種苗放流 二千五百尾(五〇キログラム)以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム)
内共第四十 二号	高瀬川 市柳沼 田面木沼	こい ふな わかさぎ うなぎ	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 一千尾(二キログラム)以上 ふ化放流 三千万粒以上 種苗放流 五百尾(一〇キログラム)以上

内共第四十 九号	新井田川	うぐい うなぎ あゆ やまめ こい ふな いわな うぐい	産卵床造成三箇所以上 種苗放流 一千尾(二〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾(六〇キログラム)以上 種苗放流 三万尾(八〇キログラム)以上 種苗放流 〇尾(〇キログラム) 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成五箇所以上
農内共第一 号	十和田湖	ひめます こい ふな えび さくらます	種苗放流 七十万尾以上 種苗放流 〇尾 種苗放流 五万尾以上 増殖床造成十六箇所以上 種苗放流 一万尾以上

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

平成十七年七月八日青森県内水面漁場管理委員会指示第一号(コイの持出禁止及び放流の制限等に関する委員会指示)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月十一日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

第四の指示期間

「告示の日から平成二十一年三月三十一日まで」を  
「告示の日から平成二十二年三月三十一日まで」に改める。

青森県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十四条第四項の規定により、さくらます秋放流幼魚保護のため、次のとおり指示する。

平成二十一年三月十一日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

一 禁止区域

奥入瀬川水系の次の流域においては、制限期間中はやまめを採捕してはならない。ただし、試験研究のために採捕する場合を除く。

1 熊の沢川 十和田市大字深持字若狭一六八の四四地先の滝から十和田市大字深持字若狭一〇一の一地先の橋梁上流端までの区間

2 中里川 十和田市大字法量字相ノ窪二四の一〇六地先の橋梁下流端から十和田市大字法量字鳥谷附二の一地先の橋梁上流端までの区域

3 生内川 十和田市大字奥瀬字生内二七〇の六一生内大橋下流端から十和田市大字奥瀬字生内一七〇の一奥瀬堰土地改良区頭首工上流端までの区域

4 後藤川 十和田市大字滝字五滝ノ上、五渡橋下流端から十和田市大字滝字横倉一六二の地先の橋梁上流端までの区域

二 制限期間

平成二十一年四月一日から同年五月三十一日まで

青森県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、さくらます秋放流幼魚保護のため、次のとおり指示する。

平成二十一年三月十一日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

一 禁止区域

大畑川葉色沢全流域においては、次の期間中はやまめを採捕してはならない。ただし、試験研究のために採捕する場合を除く。

二 制限期間

平成二十一年四月一日から同年六月三十日まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭